「農ある高島」の農業振興策とは？

山川　恒雄　議員

問 18年度の市の抜本的な機構改革の中で「農ある高島」を築くため、農業振興体制の再編を図るとあるが、既に第十四半期が終わる中で、具体的な振興策と進捗状況について以下伺う。

一、各事業の具体的内容と抜本的農業振興策とは。

二、「田園整備課」を「農業振興課」に統廃合した体制目的と今後の推進体制なり農業政策とは。

三、「農林水産課」を廃し「森林水産資源開発課」を新設した体制目的と政策型の視点に立った地域経済の振興政策とは。

四、市の助成農業関連施設の当初目的と、その後の稼働率および市としての指導監査ならびに低稼働施設に対する市民への説明責任は。

土用干しをひかえた水田

答 産業循環政策部長

農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性と調和等に留意しつつ環境負荷の軽減をめざす持続的な農業を進めるため、①生物多様性保存型農業推進事業②みんなで守る農村環境保全体制づくり推進事業③担い手農家の組織化④環境創造型農業の取り組みにより経営所得安定対策に基づく担い手農家を中心とした農業振興や集落単位での活動組織を推進していきます。従来業務だけでなく、抜本的な政策を立案し、これに基づいて新規事業の立上げや従来事業の見直しを進めます。今後の動向を注視し、地域に果たす役割を十分認識し、公平性・透明性のある再建手法、法的整理の実施等について判断すべきと考えています。

指定管理者制度が施行されて

井花　定樹　議員

問 市行政と指定管理者「民間」との関係がスムーズに進まなければそのしわ寄せが利用者に回ると考える中、ガリバー青少年旅行村に関して質問します。

一、旅行村は、大自然の中にあり、設置後年月が経つ施設ばかりで経年劣化による傷みがひどく、利用者が安全に利用できる施設とは思えません。管理者制度ではハード面は設置者の修復義務があると思うが、早急の修復をするつもりはあるのか。

二、収益施設29箇所に関しては、特に民間のノウハウを借りねばならぬ施設であり、管理者側はより良い運営を追求する中で当初の協定書では、今後問題が多数発生すると考えます。協定書が運営改善を進める中で必要以上の縛りにならぬ様両者間で運営協議会を作るべきでないか、また、疑義が発生したときは運営協議会で早急に話し合いをすべきではないか。

ガリバー青少年旅行村

答 産業循環政策部長

ガリバー青少年旅行村は、経年使用や劣化による施設の傷みや腐食個所数が多く、修繕費に対する指定管理者の不安が高いことは承知しております。こうした状況の中、当該施設の管理運営に関する協定（基本協定）に基づき、管理物件の修繕については、その経過や内容を精査し、慎重な協議を指定管理者と行います。また、緊急性のある修繕個所等は双方協議しながら対応してまいります。協定に疑義が発生した場合は、基本協定にあります疑義等解決に基づき、真摯に協議を重ねていきます。

熱供給施設の現実と今後！

澤本　長俊　議員

問 現在市でやっている熱供給事業（木質チップを燃やして熱エネルギーにする）は、材料の市内循環の仕組みができていない。地域木材資源の有効利用が目的であるのに、地域材料を利用出来る仕組みが出来ていない。

市内の間伐材等を利用出来るように、循環的仕組みをしっかり作る必要があるのではないかと考えるが、当局の考えを問う。

また、その仕組みをしっかり作ったうえで、この事業を市内の温泉施設（グリーンパーク・さらさ・八王子荘）で進めていくべきと考えるが、当局の考えを問う。

↓徳島県上勝町　木質バイオマスストックヤード

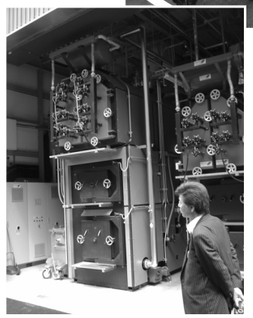

徳島県上勝町
木質バイオマスチップボイラー←

答 産業循環政策部長

熱供給施設は、木質チップを燃料として、二施設にクリーンな熱エネルギーを供給し、地球温暖化や木質資源の有効利用を図っています。現在、チップは市内業者から購入しており、基本として市内の木材を利用したチップを使用したいと考えています。今までは、山林所有者と森林組合等団体と行政の山を元気にする仕組みづくりに欠けていたと考えます。今後は、市内の間伐材の木材資源の切り出しと販売のメカニズムを構築し、積極的に推進を図っていきます。また、この事業は、市内の熱供給が可能な施設においても推進していきたいと考えます。

高島市教育行政基本方針は

竹脇　一美　議員

問 高島市としての一体感のある教育行政の推進を図ることを基本とし、関係機関、関係団体、家庭や地域との連携を強化、社会教育分野では市民の活動を育成する支援を考えていき、学者連携・融合に取組みながら教育の基盤となる家庭教育力や地域の教育力を高めていくことを目指し、18年度方針を打ち出されましたが、それらの諸問題は十数年前から言われていることであり、少しも解決されていないのが実情であります。行政はあくまでも場を提供し、市民活動を支援すべきなのに現状では現場の声を聞き入れず一方的な行政主導でことを運んでいるように思えるがどうか。

答 教育長

教育基本法の改正にあたっては「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの普遍的な理念の上に、崇高な理念が積み上げられることを期待します。

市内非行少年等の補導状況は、平成17年度で前年度比25・7％減少しました。また市内の図書等自動販売機について粘り強く撤去の要請を続けます。青少年団体や市民活動に対して、引き続き補助金等の支援を行います。各中学校の部活動を重要な教育活動として位置づけながらも、他校生受け入れや各種スポーツクラブへの通部等、生徒の熱い思いに向き合って柔軟に対応します。子どもの安全について、今後、学校・PTA・地域の方々等のネットワークづくりに努めます。